

処 理 結 果 通 知 書

政法第3201号-1
情公推第21号-1
平成27年3月20日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会 長 松 村 雅 生

平成26年6月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H26) 苦情事案3：平成26年6月11日付け</p> <p>当方が、千葉県情報公開推進会議（以下「会議」という。）に苦情を申し立てたところ（「情報公開に係る苦情の申立て」2014年4月15日／苦第1401号）、千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が、上記申立ての原因となる証拠物の破棄を求めた。</p> <p>委員長は、私が会議に苦情を申し立てた原因となる証拠物（自ら決裁した「行政文書開示決定通知」）の破棄を求めた。これは苦情申立てに係る原因を隠蔽抹消し、申立ての効力をなくそうとする行為である。ちなみに通知すなわち委員長が行った決裁の破棄は私にお願いすることではなく、自らの決定決裁によって行う行為である。仮に委員長に従えば、会議は固有事務である調査等を放棄し、政策法務課が行う「本件苦情は解決済み」などの決定に追従し追認し、県民の苦情を申し立てる権利をさらに空洞化させ剥奪する危険性がある。苦情の主旨は、会議が委員長に対し、速やかに上記破棄通知を差し止め、撤回を指示すべきことである。</p> <p>こここのところの経緯を踏まえれば、千葉県政策法務課が本件破棄を企画し、委員長に実行させ、すでに御用機関に墮落したとしか言いようがない会議の名で、本件苦情の申出は解決済みとの処理結果を作成、通知しようとする画策が十分に疑われる。当たり前の話であるが、窃盗行為をなして後にこれを弁済したからといって窃盗行為はなくなる。本件申立ての時点で、委員長は上記申立て証拠物の破棄など一切連絡していないことをあえて指摘しておく。当方が申し立てているのは、連続と続く委員長の開示に対する不当対応とこれから発生している請求者に対する混乱と不利益である。本件について会議による聴取を求める。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成26年6月11日 苦情の申出書の受付（苦情事案3）</p>
------	--

平成27年3月5日 苦情処理調査部会で審議

3 処理結果

(1) 申出人の苦情の申出に係る経緯は以下のとおりである。

ア 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成26年4月7日付け浦南第14号で「開示決定等期間延長通知書（以下「延長通知書」という。）」を送付したが、その表題に、誤って「(案)」と付記されたまま通知してしまった。

この件に関し、申出人から平成26年4月15日付けで苦情の申出があった。当該苦情の申出については、平成26年7月7日付けで当推進会議から実施機関に是正を求める通知をした。

イ 実施機関は、上記是正通知がなされる前、平成26年6月6日付け浦南第198号「開示決定等期間延長通知書の差し替えについて（以下「本件差し替え依頼文書」という。）を申出人に送付し、延長通知書の差し替え及び誤記のある当初の延長通知書の破棄を依頼した。

(2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

実施機関が、誤記のある延長通知書の差替を依頼することは、当初の誤りを是正する目的でなされたものであり、そのこと自体は不適切とはいえない（訂正後の延長通知書は、差し替えのため平成26年4月10日に送付したことが認められる。）。

本来、本件については、破棄の依頼でなく、回収をすべきであったものだが、本件差し替え依頼文書は、2つの延長通知書が併存しないようになされたものである。

そして、「(案)」と記載したことは、実施機関がこれを認めている以上、誤った延長通知書の破棄をしても、「(案)」と記載したこと自体が取り消されるわけではなく、また、実施機関が本件差し替え依頼文書自体の破棄を求めているわけではないので、差し替え及び破棄を求めたこと自体を取り消そうとしているわけでもない。

本件は、訂正前と訂正後の延長通知書の実質的な内容に争いがあるわけではなく、訂正前の延長通知書がなくなることで、後に争点の検証が不可能になるような性質の事案でもない。

よって、実施機関の対応に不適切な点は認められないと判断する。

調査委員

菅野 泰 上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第3202号-1
情公推第22号-1
平成27年3月20日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会 長 松 村 雅 生

平成26年6月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H26) 苦情事案4：平成26年6月11日付け</p> <p>当方が、千葉県情報公開推進会議（以下「会議」という。）に苦情を申し立てたところ（「情報公開に係る苦情の申立て」2014年4月15日／苦第1402号）、千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が、上記申立ての原因となる証拠物の破棄を求めた。</p> <p>委員長は、私が会議に苦情を申し立てた原因となる証拠物（自ら決裁した「行政文書開示決定通知」）の破棄を求めた。これは苦情申立てに係る原因を隠蔽抹消し、申立ての効力をなくそうとする行為である。ちなみに通知すなわち委員長が行った決裁の破棄は私にお願いすることではなく、自らの決定決裁によって行う行為である。仮に委員長に従えば、会議は固有事務である調査等を放棄し、政策法務課が行う「本件苦情は解決済み」などの決定に追従し追認し、県民の苦情を申し立てる権利をさらに空洞化させ剥奪する危険性がある。苦情の主旨は、会議が委員長に対し、速やかに上記破棄通知を差し止め、撤回を指示すべきことである。</p> <p>こここのところの経緯を踏まえれば、千葉県政策法務課が本件破棄を企画し、委員長に実行させ、すでに御用機関に墮落したとしか言いようがない会議の名で、本件苦情の申出は解決済みとの処理結果を作成、通知しようとする画策が十分に疑われる。当たり前の話であるが、窃盗行為をなして後にこれを弁済したからといって窃盗行為はなくなる。本件申立ての時点で、委員長は上記申立て証拠物の破棄など一切連絡していないことをあえて指摘しておく。当方が申し立てているのは、連続と続く委員長の開示に対する不当対応とこれから発生している請求者に対する混乱と不利益である。本件について会議による聴取を求める。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成26年6月11日 苦情の申出書の受付（苦情事案4）</p>
------	--

平成27年3月5日 苦情処理調査部会で審議

3 処理結果

(1) 申出人の苦情の申出に係る経緯は以下のとおりである。

ア 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成26年4月7日付け浦南第20号で「行政文書開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）」を送付したが、開示を実施する日時が誤って記載されたまま通知してしまった。この件に関し、申出人から平成26年4月15日付けで苦情の申出があった。当該苦情の申出については、平成26年7月7日付けで当推進会議から実施機関に是正を求める通知をした。

イ 実施機関は、上記是正通知がなされる前、平成26年6月6日付け浦南第199号「行政文書開示決定通知書の差し替えについて（以下「本件差し替え依頼文書」という。）」及び訂正後の決定通知書を申出人に送付し、決定通知書への差し替え及び誤記のある当初の決定通知書の破棄を依頼した。

(2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

実施機関が誤記のある決定通知書の差替えを依頼することは、当初の誤りを是正する目的でなされたものであり、そのこと自体は不適切とはいえない。

本来、本件については、破棄の依頼でなく、回収をすべきであったものだが、本件差し替え依頼文書は、2つの決定通知書が併存しないようになされたものである。

そして、日時記載の誤記は、実施機関がこれを認めている以上、誤った決定通知書の破棄をしても、日時記載の誤記自体が取り消されるわけではなく、また、実施機関が本件差し替え依頼文書自体の破棄を求めているわけではないので、差し替え及び破棄を求めたこと自体を取り消そうとしているわけでもない。

本件は、訂正前と訂正後の決定通知書の実質的な内容に争いがあるわけではなく、訂正前の決定通知書がなくなることで、後に争点の検証が不可能になるような性質の事案でもない。

よって、実施機関の対応に不適切な点は認められないと判断する。

調査委員

菅野 泰 上谷 豪

処 理 結 果 通 知 書

政法第3201号-1
情公推第21号-1
平成27年3月20日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会 長 松 村 雅 生

平成26年6月11日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H26) 苦情事案5：平成26年6月11日付け</p> <p>千葉県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が、平成26年6月7日に、同年4月7日を決裁日として同年4月15日を日時指定した行政文書開示決定通知を送付した。ちなみに本件開示は未だ行われていない。</p> <p>平成26年4月15日の開示を、同年6月6日に通知されても開示に対応できないことは誰でもわかることである。千葉県情報公開推進会議は、このように度重なる違法不当な開示事務を行い、実質的に開示を行わない委員長を厳しく諫め、かかる不祥事の再発防止を図るべきである。</p> <p>重ねて指摘するが、本件開示は未だ行われていない。</p> <p>何人も対応できないような、4月15日を開示日とした決定を6月7日に送付する背景には、貴会議（千葉県政策法務課）が義務を怠り、開示請求者に保障された開示に係る苦情をまともに受け止めない事情があると思料する。すでに指摘したように、請求者は度重ねて開示請求する権利を侵害されている。この間の事情をより細かく説明するので、事情聴取の機会を求める。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成26年6月11日 苦情の申出書の受付（苦情事案5）</p> <p>平成27年2月4日 千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）への書面による調査</p> <p>平成27年2月17日 実施機関から調査回答書の受付</p> <p>平成27年3月5日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 申出人の苦情の申出に係る経緯は以下のとおりである。</p>
------	---

ア 実施機関は、平成26年4月7日付け浦南第20号で「行政文書開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）」を申出人に通知したが、開示を実施する日時が誤って記載（開示日を「4月15日」とするところを「4月7日」と記載）されたまま通知してしまった。

なお、本件決定通知書のほかに、平成26年4月7日付けで開示決定等を行い、開示実施日を同年4月15日とするものが複数件あったことが認められる。

本件決定通知書に関しては、同年4月15日に千葉県情報公開センターにおいて開示を実施する際に判明し、申出人から同日付けで苦情の申出（以下「平成26年度苦情事案2」という。）がなされたものである。

平成26年度苦情事案2については、同年7月7日付けで当推進会議から実施機関に是正を求める通知をした。

イ 実施機関は、上記是正通知がなされる前、平成26年6月6日付け浦南第199号「行政文書開示決定通知書の差し替えについて（以下「本件差し替え依頼文書」という。）」及び訂正後の本件決定通知書（以下「訂正後決定通知書」という。）を申出人に送付し、訂正後決定通知書への差し替え及び誤記のある本件決定通知書の破棄を依頼した。

ウ 本件決定通知書記載の行政文書の開示実施について実施機関に確認したところ、平成26年7月1日に開示を実施し、申出人は写しを受領したとのことである。

エ 本件苦情の申出は、訂正後決定通知書に記載の開示日が「平成26年4月15日」となっており、同通知書が同年6月6日に送付されても開示に対応できないから、不当な開示事務を教育委員会が行っているとの苦情と認められる。

(2) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、次のとおり判断する。

実施機関は、上記(1)イのとおり、訂正後決定通知書を同封の上、本件決定通知書の差替え及び破棄を依頼する旨を申出人宛てに通知した。

訂正後決定通知書は、差替え文書であり、新たな開示決定等でないことは、同封された本件差し替え依頼文書の記載から明白である。

すなわち、訂正後決定通知書は、開示実施日について、平成26年4月7日の開示決定時において本来記載されるはずであった「4月15日」に訂正したものであり、記載された日時で開示決定を行う意思を通知したのではなく、差し替え時期が、単に開示実施日より後日になったということだけのものである。

また、申出人は、本件決定通知書による開示の実施は未だ行われていないと主張しているが、この点について実施機関に確認したところ、申出人が本件苦情の申出をした同年6月11日時点では、閲覧は行われていなかったが、上記(1)ウのとおり、その後同年7月1日に閲覧等が行われたとのことであり、この点の苦情については、処理済みと判断する。

よって、実施機関の対応に不適切な点があったとは認められない。

調査委員

伊藤 さやか 齋藤 匠

処 理 結 果 通 知 書

政法第3254号
情公推第25号
平成27年3月25日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成26年7月31日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H26) 苦情事案6：平成26年7月31日付け</p> <p>千葉県警察本部情報公開・個人情報センター職員3名による不適切な対応について</p> <p>(1) 不適切な対応をした警察職員3名（A、B及びC）</p> <p>(2) 具体的な不適切、不愉快な言動などについて</p> <p>ア A氏</p> <p>「開示請求する自己の個人情報の内容」及び「開示請求する行政文書の件名又は内容」について、私は、あらかじめ、別紙として、持参して提示したにもかかわらず（個々具体的に提示した）、</p> <p>(ア) あくまで、文書名、件名に書き直そうとした事へ我々県民は、警察の保有する文書の件名は知らないで、知りたい情報を具体的に提示して回答を求めたにもかかわらず、申請者の意図を歪曲して警察組織側の都合のよい方へ内容を書き換えようとしていた。</p> <p>何度も私は主張したが、その都度A氏の対応は変わらなかった。</p> <p>(イ) 私が別紙として具体的内容を提出したにもかかわらず、A氏は、開示文書が100～200枚になる、同じ内容の文書が重なって提出される、このままだと回答に要する期間が5～10年かかる非常識な発言と、不適切な言動を繰り返していた。対応に誠意が見られず、ハネ返すような言動があった。</p> <p>イ B氏</p> <p>A氏の横に座り状況を聴いていたにもかかわらず、傍聴しているのみで、又、A氏に同調しているのみで適切で誠意ある言動はなかった。</p> <p>7月25日午後1時50分頃、私は立腹して席を立ち、センター室を出て廊下を歩いていると、A氏は「申請しないんですか？」と言動あり、私は、必要事項をすべて記入して、内容も別紙として提出したので、申</p>
------	---

請は、正規に提出されたと思っている。

ウ C氏

対応は親切で誠実な感じを受けたが、

(ア) 申請終了までの時間が長すぎる。

7月17日午後0時10分頃訪問し、午後1時50分頃終了
3件の申請で、約1時間40分

A氏とC氏対応

(イ) 7月25日午前11時40分訪問し、午後0時10分頃終了

前回(7月17日)、長かったので、6件の申請の「内容」をすべて別紙に記入して、時間短縮して、申請できると思ったが、C氏「担当者が不在なので、午後1時に来てほしい」(午後0時10分頃、県本部正門入口前で、弁当袋を手に掲げたA氏とすれ違った。)

昼食時に来られて迷惑されているように感じた。

エ A・B氏

午後1時10分頃、再訪問し、午後1時50分頃退室した(A氏の不適切、不愉快な言動が続き、退室した。)

午前11時40分頃から午後1時50分頃まで、約2時間10分。

オ その他不適切、不愉快な言動

7月29日午後1時18分頃、C氏から電話があり、「7月25日の申請は受領したが、開示文書が1000枚になり、1枚10円なので、10,000円になるかもしれない。」と不可解な連絡があった。

(3) 以上の状況から、不適切、不愉快と感じた。

以下、①～⑦について、個々具体的な回答を願いたい。

① 県民が申請に訪問した際、いつもこのように対応しているのか。

(時間が長い、文書名、件名に変えるのか)

② たとえ、言動や対応が丁寧であっても、来訪者をハネ返すようなことがあってはならない。

③ 申請者が、別紙として、個々具体的な内容を記入して申請請求しているのだから、その文言に従って文書を開示すればよいのではないか。

④ 我々県民は、個々の書類の件名は知らないので無理に件名に直す必要はないのではないか。

⑤ 昼食時に申請時間がかかっても、「午後1時以降に(出直してくれ)」という言動はどうなのか。

A氏は、買い物から帰庁することがわかっているので、継続して受理手続きをすれば、申請者を出直させることないのではないか。

⑥ 何度も何度も、別紙を提示して具体的な事項を提示してお願いしているので、それでどうか。

⑦ (A氏、B氏) 回答に5～10年かかる。

(C氏) 回答文書が100～200枚になる。回答文書が1000枚だか

ら、10,000円になる。

このような返答方法は、非常識ではないか。ハネ返すようで、不愉快である。私は、このような回答を希望していない。

(4) 大阪府警の(刑法犯認知件数)過小申告粉飾事案及び大阪府ネコババ事件等の不祥事案から警察組織の「組織的体質」が根底にある。以上の理由から、上記(3)①～⑦の回答に加えて、次の回答を併せて願いたい。

⑧ 総務部長による「組織的体質改善方策」の明示

⑨ 県警本部長による謝罪文

2 調査の概要

平成26年 7月31日 苦情の申出書の受付(苦情事案6)

平成26年 8月 4日 苦情の申出書追記の受付

平成26年 8月18日 苦情の申出書追記2の受付

平成27年 2月 2日 実施機関(千葉県警察本部)からの調査回答書の受付

平成27年 3月 5日 苦情処理調査部会で審議

3 処理結果

千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

(1) 苦情を申し出たもの(以下「申出人」という。)の苦情の内容を要約すれば概ね以下のとおりである。

千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定により、実施機関の窓口において、申出人が行政文書開示請求書を提出した際の苦情である。

このときに窓口で対応した3名の職員の対応が、不適切、不愉快な言動を伴うものであるとのことであり、申出人は、上記1(3)①から⑦までの7項目と、さらに上記1(4)⑧及び⑨について、回答を求めている。

(2) 本事案に関する実施機関の説明は、概ね以下のとおりである。

ア 平成26年7月17日の開示請求について

申出人は、実施機関の総務部広報県民課情報公開・個人情報保護センターを訪れ、「自分の表彰履歴と懲戒処分」及び「パワーハラスメント」について開示請求をした。

イ 平成26年7月25日の開示請求について

- ・ 殉職した特定警察官に関して、損害賠償(国家賠償)訴訟及び和解後に作成された関連文書の全て及び殉職事案についての全て
- ・ 特定期間の損害賠償(国家賠償)訴訟で被告が千葉警察本部、本部長及び警察官個人などが関係する全ての文書
- ・ 在職証明書について 全ての文書
- ・ 各種不祥事及び各種事故防止に対しての一環として個々面接を実施しているが、その記載された全ての文書

- ・ 特定の3名の在職年月日等がわかる全ての文書
- ・ 警察官が、うつ病になった場合、それに関する全ての文書の6件の開示請求

ウ 回答を求められた7項目（上記1（3）①から⑦まで）について

（ア）①について

文書の特定ができないような請求内容の場合は、適正な行政文書名を情報提供し、請求内容を確認する必要がある。

（イ）②について

文書の特定ができなかったり、文書が膨大になるなどの場合は、開示請求者の利便性を配慮して行うものである。

（ウ）③について

文書を特定するうえで十分な記載がない場合は、記載内容を確認することはある。

（エ）④について

開示請求が、「全ての文書」となっている場合、文書が膨大なものになるおそれがあるので、記載内容等を確認することは、開示請求者の利便性を配慮するうえで必要である。

（オ）⑤について

7月25日の6件の開示請求については、午前中から零時10分を回ったので、申出人の利便を配慮して待ち時間を利用して昼食をとるよう促したところ申出人は了承したものである。

（カ）⑥について

提出した書面の記載内容を確認することは、利便性から必要である。

（キ）⑦について

本件の開示請求からは、対象文書が膨大なものになることを示したものである。

（3）上記1（3）①から⑦までの7項目と上記1（4）⑧及び⑨のうち、⑧及び⑨については、情報公開に係る事務についての苦情とは認められないため、本件苦情の申出に応ずことはできない。

よって、本事案では上記1（3）①から⑦までについて検討することとする。

（4）条例第7条第1項第4号の規定によれば、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」の欄には、行政文書の件名その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載して、提出しなければならないものとされている。

申出人の開示請求書は、「全ての文書」との記載があることにより、対象文書の特定が困難になるおそれがあるので、実施機関の職員が窓口において開示請求者である申出人に対して請求趣旨の確認や請求文書に関する情報の提供をすることは、通常の対応として考えられることである。そして、本事案にかかる実施機関の説明によれば、実施機関の対応は通常の対応の範囲を超えたものとは認められない。

	したがって、上記1（3）①から⑦までについて、実施機関に不適切な対応があったとまではいえないものと判断する。
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子

処 理 結 果 通 知 書

政法第2119号—1
情公推第8号—1
平成27年10月9日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 松村雅生

平成27年5月27日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H27) 苦情事案1：平成27年5月27日付け</p> <p>平成22年2月12日付け総第1939号で行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の処分を受けたので、同年4月1日に異議申立書2通を千葉県知事に提出した。また、平成25年3月27日に審査会あて反論意見書を提出した。</p> <p>その後、平成27年5月11日に総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）に処理状況を尋ねたところ、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）での答申の見通しをいえる状況ではない、との回答であった。</p> <p>これでは、処理に時間がかかりすぎている。</p> <p>千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきたが、請求した情報公開請求が5年を経て未だ解決しない異常な状況は速やかに解消しなければならない。</p> <p>また、処理の途中経過が請求者に見えないシステムは改善するべきで、不服申立ての処理状況は、1件ごとの申立ての概要と処理経過がわかる公表が、情報公開の公正な運用のために必要である。</p> <p>この方法（工程表）の公表により、不適正な請求が県民に情報提供されることから淘汰され、適正な不服申立ての運用に利すると考えられる。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成27年5月27日 苦情の申出書の受付（苦情事案1）</p> <p>平成27年6月30日 事実関係等の調査</p> <p>平成27年8月28日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p>
------	--

(1) 本件は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定により通知された開示決定等の処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立ての処理が遅延していることに係る苦情である。

(2) 苦情申出人は、平成22年1月6日付けで行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、実施機関は、同年2月5日に行政文書不開示決定と行政文書部分開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分に対し、苦情申出人は、平成22年4月12日に異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

実施機関は、条例第20条第1項の規定により、平成24年11月19日付けで審査会に諮問したが、本件開示請求をしてからすでに5年以上が経過している。

(3) 審査会への諮問までに要した期間が2年7箇月であることについて総務部総務課（以下「総務課」という。）は以下のとおり説明する。

ア 平成22年5月7日に実施機関は、本件異議申立ての趣旨等に不明な点があったため、異議申立人の担当者（以下「担当者」という。）に確認したところ、本件異議申立てに係る異議申立書は担当者が作成したものではなく、本件開示請求に係る対象行政文書と他の行政文書とを混同している様子であった。

イ そこで、担当者は、本件開示請求に係る対象行政文書について確認してみるとのことであったので、その際、実施機関は、部分開示した対象行政文書の写しを改めて一式交付し、その確認を求めた。

ウ 担当者から回答がないままであったため、手続が進んでいない旨を担当者に伝えたところ、後日連絡するとの回答があったが、その後、担当者からは連絡がなかった。

エ 本件異議申立てについては、平成24年11月19日付けで審査会に諮問した。

(4) また、諮問してから2年以上経過していることについて政策法務課は以下のとおり説明する。

ア 本件異議申立ての進捗状況について

本件異議申立ては、平成24年11月19日に審査会に諮問され、平成27年4月20日に審査を開始し、3回の審査を経て、同年6月29日に審査を終了し、同年8月13日に実施機関あて答申されている。

イ 情報公開の開示決定等への異議申立ての処理にかかっている理由等について

審査会における諮問案件の処理については、ある特定の時期に行われた大量の行政文書の開示請求とそれに伴う多数の異議申立て及び諮問に伴い、その処理に多大な時間を要していること、また、公平性の観点から諮問のあった順で処理していることから、現在、諮問から審査開始までに概ね2年ほど

	<p>要している。</p> <p>ウ 処理の途中経過が請求者に見えるようなシステムを作ることについて 行政不服審査法に基づく異議申立てについては、迅速な県民の権利救済のため、諮問があった案件については、速やかに審査することが求められている。</p> <p>諮問案件の審査の迅速化とともに、県民に説明責任を果たすため、処理の途中経過が請求者に見えるようなシステムを作ることは、現時点においては、今後の検討課題である。</p> <p>エ 異議申立てを速やかに処理するための制度運営について 審査会への諮問から答申まで概ね2年を要する状況は、早急に改善すべき課題である。審査会の運営方法等を含め、制度運営の改善に向け検討を進めていく。</p> <p>(5) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 総務課の説明によれば、担当者と、この案件について確認等をしていたため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣旨等が不明確な場合でも、条例第20条第1項の趣旨からは、これを收受し、速やかに諮問すべきものである。</p> <p>本件の場合、諮問までに要した期間が2年7箇月となっており、これは通常想定される期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理の遅延の原因の一つとなっていることから、事務処理は不適切であり、是認することはできない。</p> <p>イ 一方、諮問から2年以上経過していることについては、一時的に大量の行政文書の開示請求と異議申立てが行われたことに伴い、その処理に多大の時間を要しており、諮問の順に対応していることを鑑みると、やむを得ない事情を有していると思料される。</p> <p>ウ しかし、苦情申出人の主張するとおり、本件苦情に係る異議申立てについて、不開示決定等の処分から5年を経て未だ終結していない状況を是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。</p>
調査委員	佐野 善房、桑波田 和子



政法第2119号-2
情公推第8号-2
平成27年10月9日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生



千葉県知事の情報公開に係る事務について(通知)

このことについて、平成27年10月9日付け政法第2119号-1及び情公推第8号-1で通知し、同日付けで実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領(平成17年8月18日制定)第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

(H27) 苦情事案1：平成27年5月27日付け

平成22年2月12日付け総第1939号で行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の処分を受けたので、同年4月1日に異議申立書2通を千葉県知事に提出した。また、平成25年3月27日に審査会あて反論意見書を提出した。

その後、平成27年5月11日に総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）に処理状況を尋ねたところ、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）での答申の見通しをいえる状況ではない、との回答であった。

これでは、処理に時間がかかりすぎている。

千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきたが、請求した情報公開請求が5年を経て未だ解決しない異常な状況は速やかに解消しなければならない。

また、処理の途中経過が請求者に見えないシステムは改善するべきで、不服申立ての処理状況は、1件ごとの申立ての概要と処理経過がわかる公表が、情報公開の公正な運用のために必要である。

この方法（工程表）の公表により、不適正な請求が県民に情報提供されることから淘汰され、適正な不服申立ての運用に利すると考えられる。

2 処理結果

(1) 本件は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定により通知された開示決定等の処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立ての処理が遅延していることに係る苦情である。

(2) 苦情申出人は、平成22年1月6日付けで行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、実施機関は、同年2月5日に行政文書不開示決定と行政文書部分開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分に対し、苦情申出人は、平成22年4月12日に異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

実施機関は、条例第20条第1項の規定により、平成24年11月19日付けで審査会に諮問したが、本件開示請求をしてからすでに5年以上が経過している。

(3) 審査会への諮問までに要した期間が2年7箇月であることについて総務部総務課（以下「総務課」という。）は以下のとおり説明する。

ア 平成22年5月7日に実施機関は、本件異議申立ての趣旨等に不明な点があったため、異議申立人の担当者（以下「担当者」という。）に確認したところ、本件異議申立てに係る異議申立書は担当者が作成したものではなく、本件開示請求に係る対象行政文書と他の行政文書とを混同している様子であった。

イ そこで、担当者は、本件開示請求に係る対象行政文書について確認してみるとのことであったので、その際、実施機関は、部分開示した対象行政文書の写しを改めて一式交付し、その確認を求めた。

ウ 担当者から回答がないままであったため、手続が進んでいない旨を担当者に伝えたところ、後日連絡するとの回答があったが、その後、担当者からは連絡がなかった。

エ 本件異議申立てについては、平成24年11月19日付けで審査会に諮問した。

(4) また、諮問してから2年以上経過していることについて政策法務課は以下のとおり説明する。

ア 本件異議申立ての進捗状況について

本件異議申立ては、平成24年11月19日に審査会に諮問され、平成27年4月20日に審査を開始し、3回の審査を経て、同年6月29日に審査を終了し、同年8月13日に実施機関あて答申されている。

イ 情報公開の開示決定等への異議申立ての処理に時間がかかっている理由等について

審査会における諮問案件の処理については、ある特定の時期に行われた大量の行政文書の開示請求とそれに伴う多数の異議申立て及び諮問に伴い、その処理に多大な時間を要していること、また、公平性の観点から諮問のあった順で処理していることから、現在、諮問から審査開始までに概ね2年ほど要している。

ウ 処理の途中経過が請求者に見えるようなシステムを作ることにについて

行政不服審査法に基づく異議申立てについては、迅速な県民の権利救済のため、諮問があった案件については、速やかに審査することが求められている。

諮問案件の審査の迅速化とともに、県民に説明責任を果たすため、処理の途中経過が請求者に見えるようなシステムを作ることは、現時点においては、今後の検討課題である。

エ 異議申立てを速やかに処理するための制度運営について

審査会への諮問から答申まで概ね2年を要する状況は、早急に改善すべき課題である。審査会の運営方法等を含め、制度運営の改善に向け検討を進めていく。

(5) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 総務課の説明によれば、担当者として、この案件について確認等をしてきたため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣旨等が不明確な場合でも、条例第20条第1項の趣旨からは、これを収受し、速やかに諮問すべきものである。

本件の場合、諮問までに要した期間が2年7箇月となっており、これは通常想定される期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理の遅延の原因の一つとなっていることから、事務処理は不適切であり、是認することはできない。

イ 一方、諮問から2年以上経過していることについては、一時的に大量の行政文書の開示請求と異議申立てが行われたことに伴い、その処理に多大の時間を要しており、諮問の順に対応していることを鑑みると、やむを得ない事情を有していると思料される。

ウ しかし、苦情申出人の主張するとおり、本件苦情に係る異議申立てについて、不開示決定等の処分から5年を経て未だ終結していない状況を是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。

3 千葉県情報公開推進会議苦情処理部会の意見

苦情申出人の主張するとおり、実施機関の担当課である総務課は、本件苦情に係る異議申立てについて、諮問までに2年7箇月を要した事務処理が不適切であったことから、今後条例第20条第1項の趣旨を踏まえ速やかに諮問すべきである。

また、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。